

一般社団法人 和歌山県臨床検査技師会

災害時支援対策マニュアル

第 1 版

平成 28 年 11 月 3 日作成

一般社団法人 和歌山県臨床検査技師会

目次

はじめに	1
1. 災害の定義	
1. 1 災害時情報収集及び支援体制の構築	2
2. 具体的な活動内容	
2. 1 情報収集	2
2. 2 支援体制	3
2. 3 会費の免除	3
3. その他	
3. 1 人的支援について	3
3. 2 日臨技との関係について	3
資料1. 災害発生時初期連携チャート(被災状況の確認)	4
資料2. 災害時被災状況連絡シート	5
資料3. 災害発生時初期連携チャート(診断薬の供給体制)	6
資料4. 災害支援等に関する規程	7
資料5. 会費免除申請書	8

はじめに

近年、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や2011年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、災害に対する体制作りが行われている。一般社団法人 和歌山県臨床検査技師会（和臨技）は、近い将来発生する確率が極めて高い、東海・東南海・南海地震等の災害時における支援活動の一環として2015年4月に渉外法制部の下に災害対策委員会を設置した。災害対策委員会は、災害に関するイベント（フォーラム、研修会、勉強会等）の実施や、災害時における当会会員の被災状況並びに、被災施設の情報把握や必要なPOCT関連機器・試薬の被災施設への供給を行うことを目的とする。

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会（日臨技）は、時を同じく2015年4月に日臨技災害対策委員会を発足させた。日臨技の指揮系統は災害対策本部を設置後、支部（長）を通じて支部単位に行われ、日臨技災害対策委員会は大規模災害が発生した時、都道府県技師会に対し被災した日臨技会員や日臨技会員施設の被災状況をすみやかに調査把握し、必要な支援（物資・人的）を提供することができる。発足1年後の2016年4月14日に起きた熊本地震では日臨技災害対策本部が設置され、各種団体との協力や都道府県技師会からのボランティアにより災害復旧活動がおこなわれた。

災害はいつ、どこで起こるものかわからない。誰もが被災する可能性があるからこそ、和臨技は素早い支援体制を作りあげることが目的とし災害時支援対策マニュアルを構築するものとする。

一般社団法人 和歌山県臨床検査技師会
災害対策委員会

1. 災害の定義

地震・水害・台風・大規模火災などの自然災害をいう。

1. 1 災害時情報収集及び支援体制の構築

- ① 災害発生時における支援体制の構築並びに発信の判断は、会長または災害対策委員長が行う。
- ② 災害発生時における情報収集及び支援体制を以下の通りとする。

情報収集・・・災害の種類・規模に関わらず調査の必要があると判断した時、会長及び災害対策委員長が調査を指示する。

支援体制・・・広域災害に於いて、会員が所属する被災施設より機器・試薬（POCT 関連試薬）の供給要請があった場合、近畿臨床検査薬卸連合会和歌山県支部（臨薬卸和）と和歌山県薬務課との間で締結した協定書に沿って診断薬を供給することができる。

2. 具体的な活動内容

2. 1 情報収集（資料 1）

災害対策委員会の委員は、地区理事と協同し災害地の情報収集のために各施設責任者と連絡を取り、災害時被災状況連絡シート（資料 2）を用いて被災状況（会員の安否確認、会員の住居及び施設の被災状況等）を収集する。情報収集する者を調査員とする。

調査活動・・・調査員は、情報収集のため各施設責任者に連絡を取り調査結果を災害対策委員長に報告する。

報告方法・・・①調査員の報告は、災害対策委員長を通し、会長と事務局に報告する。
②会長（支部幹事）は、近畿支部長を通じて日臨技へ報告する。

調査内容・・・会員の安否確認、会員の住居及び施設の被災状況等

2.2 支援体制（資料3）

臨薬卸和は、県との協定書締結により災害時に指定された緊急車両を使用することができる。被災施設は、通常通り臨薬卸和に発注する。臨薬卸和は、県災害対策本部に報告後指定の緊急車両等を用いて被災施設へ供給する。道路等が寸断されて供給できない場合は、和歌山県災害対策本部が臨薬卸和より連絡を受けて、自動車以外の代替搬送の方法を手配する。

*緊急車両使用時の注意点

- ①緊急車両は臨薬卸和所有の車両であり、災害発生時に病院などの医療機関に試薬等を搬送する時に利用するものである。
- ②当会会員が、直接緊急車両等利用することはできず、当会会員所属の病院等で所有する診断薬等を他の病院等への搬送に利用することもできない。

2.3 会費の免除（資料4、5）

被災した会員は、「一般社団法人和歌山県臨床検査技師会災害支援等に関する規程」に則り、会費減免の手続きをすることができる。

添付書類として、「会費免除申請書」および各自自治体が発行する「罹災証明書」が必要となる。

3. その他

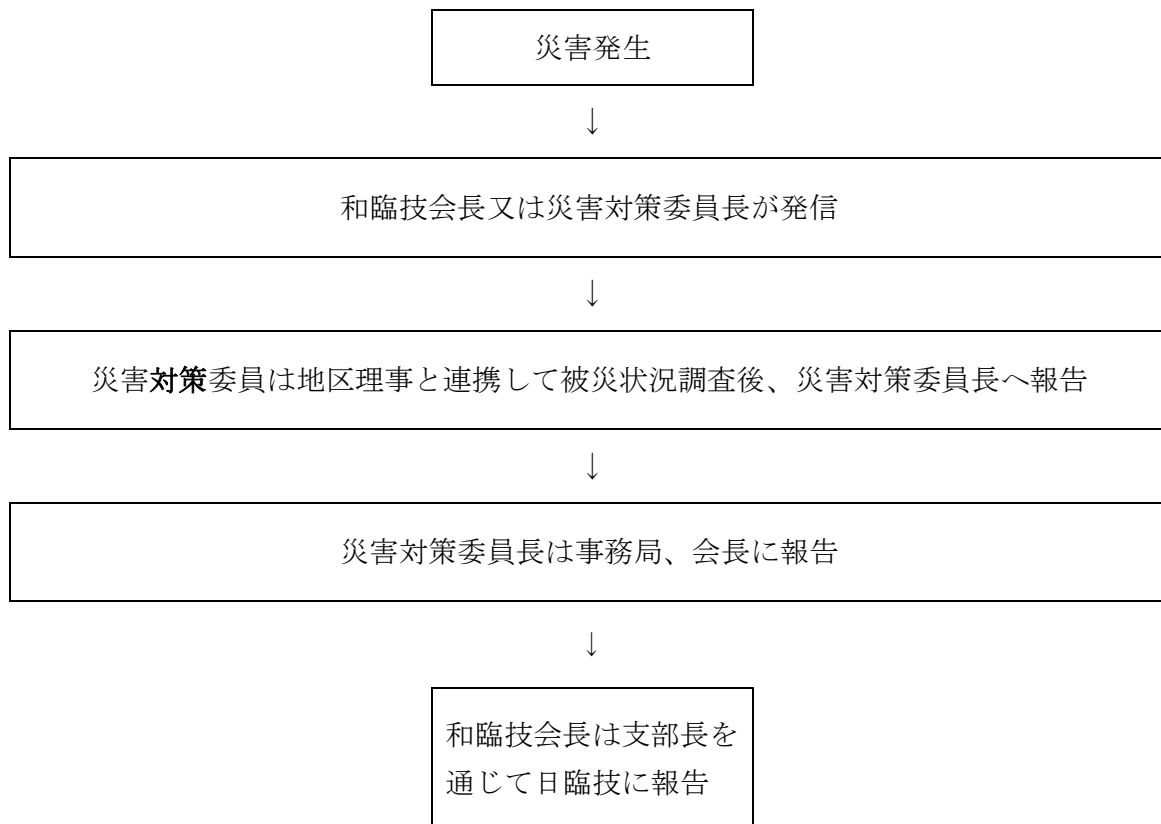
3.1 人的支援について

人的支援（ボランティア活動）や食料・水等の物資の供給については実施しない。

3.2 日臨技との関係について

日臨技が行う支援活動と重複する場合は、日臨技を優先する。

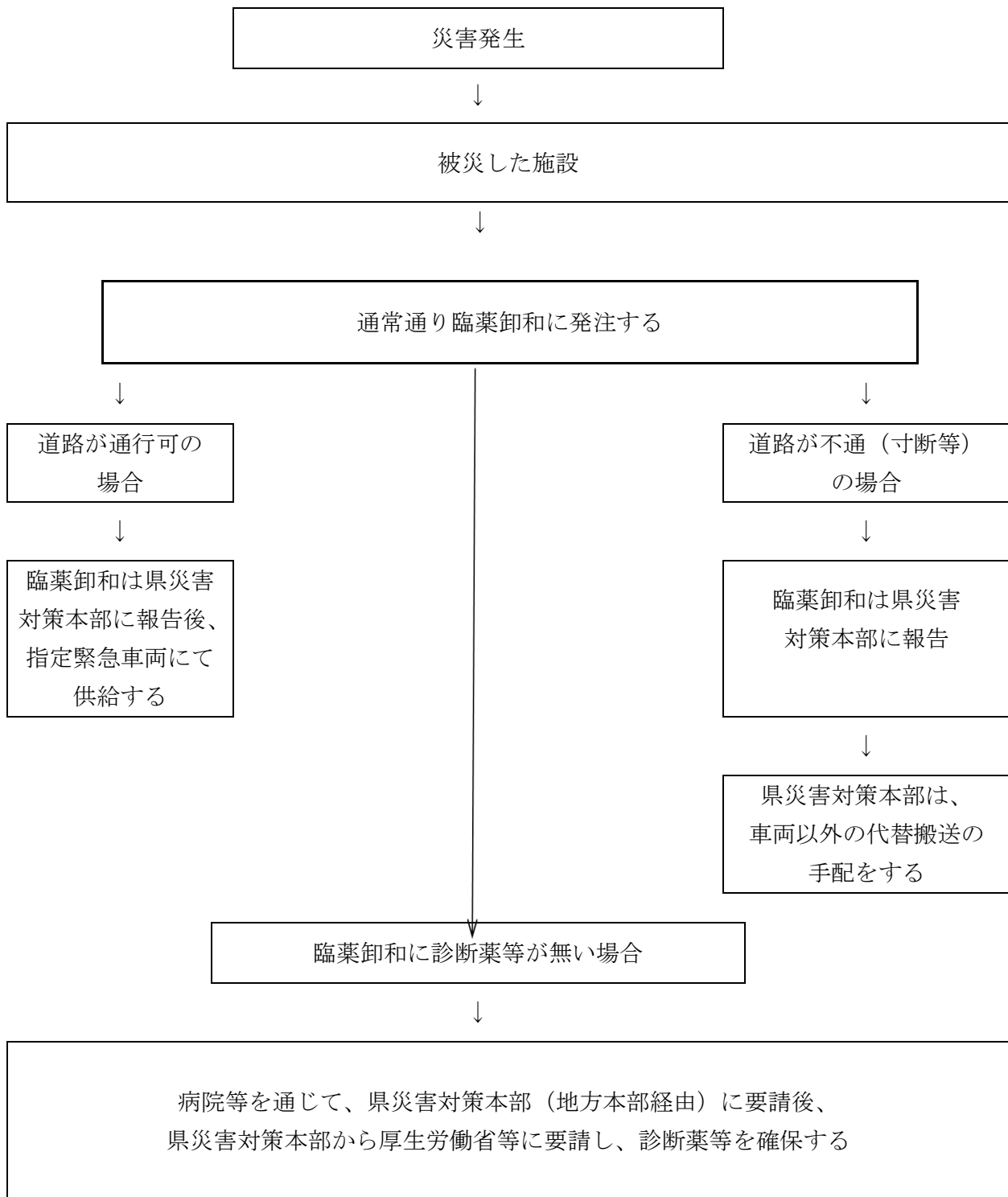
資料1 災害発生時初期連携チャート(被災状況の確認)



資料2 災害時被災状況連絡シート

災害時被災状況連絡シート						
施設名				病院の被災状況 (○をして下さい)	倒壊無し・全壊・半壊・一部損壊	
報告者					火災・その他()	
報告年月日				検査室被災状況 (○をして下さい)	壁・天井の損壊	有 ・ 無
報告時間					避難経路の確保	有 ・ 無
連絡先TEL					電気	使用不能・一部使用不能・使用可能
連絡先FAX					水道	使用不能・一部使用不能・使用可能
その他連絡手段					電話回線	使用不能・一部使用不能・使用可能
					FAX回線	使用不能・一部使用不能・使用可能
					医療機器	使用不能・一部使用不能・使用可能
被災状況					備考	
会員の安否確認 (わかる範囲で書いて下さい)	会員数 ()名	死亡者氏名等記入				
	健在 ()名					
	軽傷 ()名					
	重症 ()名					
	死亡 ()名					
安否不明 ()名						
会員住居の被災確認 (○をして下さい)	氏名		全壊・半壊・一部損壊・火災 その他()			
	氏名		全壊・半壊・一部損壊・火災 その他()			
	氏名		全壊・半壊・一部損壊・火災 その他()	技師会受付日		
	氏名		全壊・半壊・一部損壊・火災 その他()	氏名		

資料3 災害発生時初期連携チャート(診断薬の供給体制)



資料4 一般社団法人和歌山県臨床検査技師会災害支援等に関する規程

平成27年9月20日 制定

(目的)

第1条 会員が地震・台風・水害等の天災・地変により被害を受けた事例に対する会費減免処置の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(災害対策検討委員会の開催)

第2条 会長は地震・台風・水害等の天災・地変により被害を受けた事例があった場合は、災害対策検討委員会(以下委員会)を開催し、次の事項を執行させる。

- 一 本委員会を通じて各地区理事に対し被害状況の調査依頼
- 二 「会費減免」に関する事項についての協議
- 三 その他災害支給に関する事項についての協議

(会費減免の範囲)

第3条 会費減免の範囲は、次に該当する場合を対象とする。

- 一 会員が住居する家屋が全壊もしくは半壊を被った場合
- 二 その他、委員会が対象と認めた場合

2 第3条 一、二に該当する場合、被害を受けた次年度の会費を免除する。

(理事会報告)

第4条 委員会は被害状況について理事会に報告する。

(支給と事務処理)

第5条 会費免除を受けようとする当該会員は「会費免除申請書」および「罹災証明書」を添付し提出しなければならない。

2 前項の書類が整った時点で、委員会は速やかに手続きをしなければならない。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

1 この規程は、平成27年9月20日から施行する。

資料5 会費免除申請書

申請日 年 月 日

災害支給等に関する規定により、一般社団法人和歌山県臨床検査技師会会費免除の申請を致します。

申請者会員番号		
申請者氏名		
連絡先	〒 電話 ()	
申請代理者氏名	印 事情によりご本人が申請できない場合、ご署名ください。	
	続柄	

(※) 本申請には罹災証明書が必要となります。

事務処理欄		
受付欄	罹災証明書確認欄	手続き処理確認欄